平成２８年（フ）第１２号
山口県周南市大字久米1088番地の１　市営高田住宅１―203号
債務者　安田　　恵
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６４１号
北九州市八幡西区木屋瀬４丁目15番９号（ビーライン木屋瀬103号）
債務者　白川　文男
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１００号
愛知県小牧市新町２丁目230番地２
債務者　檀上　保人
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６６号
名古屋市港区十一屋２丁目374番地　ソフィーユ稲永中棟２Ｂ号
債務者　利根川　潤
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６７号
名古屋市中区大須４丁目７番13号　大須レジデンス616号
債務者　櫻庭　　靖
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９号
山口市穂積町２番２―106号
債務者　沖　久美子（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
札幌市白石区北郷２条５丁目７番７号　コーポ千葉202号
債務者　香山寿恵子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９４号
札幌市中央区南４条西14丁目１番11―107号
債務者　小山　和男
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４１号
札幌市中央区南17条西９丁目１番20号　ノーザンコート山鼻Ⅰ102号
債務者　須川　慶太
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５３号
札幌市白石区平和通７丁目北12番11号　ボヌール102号
債務者　宮里　高生
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５８号
札幌市西区八軒10条西６丁目４番８号
債務者　白井　勇嗣
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６４号
札幌市南区澄川４条４丁目１番６号　ブルックスハウス201号
債務者　根本　雄太
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７４号
札幌市白石区東札幌２条４丁目４番13号　ニューポート201号
債務者　澤田　雄太
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９２号
札幌市白石区本郷通８丁目北６番１―108号
債務者　五十嵐明美
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
北海道夕張市清水沢１丁目118番地19
債務者　野中　拓也
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１１号
北海道夕張市清水沢１丁目118番地19
債務者　野中亜利沙
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１２号
北海道岩見沢市幌向北２条３丁目549番地32
債務者　内海　和子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部